

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）（化粧品製造職種）」に係る意見募集について

令和元年11月19日
出入国在留管理庁
厚生労働省人材開発統括官

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号。以下「規則」という。）においては、別表第1において技能実習評価試験を、別表第2において第2号技能実習及び第3号技能実習を行うことができる職種及び作業（以下「移行対象職種・作業」という。）を掲げています（規則第6条及び第10条第2項第1号口）。

今般、化粧品製造職種及び仕上工程管理作業に係る技能実習評価試験を追加するとともに、移行対象職種・作業として化粧品製造職種及び仕上工程管理作業を追加することを検討しています。

つきましては、本件に関する御意見を、下記のとおり募集します。

なお、お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1. 御意見募集対象

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）（化粧品製造職種）について

2. 御意見募集期間

令和元年11月19日（火）～令和元年12月18日（水）
（郵送の場合についても、募集期間内の必着とします。）

3. 御意見の提出方法

御意見は次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。
電話での御意見等については受け付けかねます。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

※ご参考 電子政府総合窓口 (e-Gov) <https://www.e-gov.go.jp/>

(2) 郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室法規係宛て

(3) F A Xの場合

F A X 番号 : 03-3595-3414

厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室法規係宛て

※ F A X で提出される場合には、あらかじめ御電話で御連絡願います。

海外人材育成担当参事官室 03-5253-1111 (内線 5905)

4. 御意見の提出上の注意

御意見については、件名に、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)(化粧品製造職種)について」と明記の上、御提出いただくようお願いいたします。

また、御意見については、御意見の対象とする資料及びその該当部分について必ず明記の上、御提出いただくようお願いいたします。

なお、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・法人の主たる事業所の所在地を記載してください(御意見の内容に不明があった場合等の連絡・確認のために使用します。)。また、御提出いただいた御意見については、氏名、住所その他の連絡先を除き公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。